2　令第二十一条第二項第四号の主務省令で定める施設又は設備は、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の保管、検査、修理及び荷造りのための施設又は設備であって、国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたものとする。

第五条に見出しとして「（特別事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類）」を付し、同条第一項第二号中「常時使用する従業員の数」の下に「、令第二十一条第二項第五号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数」を加え、同項第三号中「前条」を「第四条」に、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第二項第一号中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

三　当該区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営んでいることを明らかにする書類

四　令第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあっては、次に掲げる書類

イ　主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うことを明らかにする書類

ロ　当該法人が設置する第四条の二第一項第一号及び第二号に規定する施設又は設備の内容

五　令第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあっては、次に掲げる書類

イ　主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うことを明らかにする書類

ロ　当該法人が設置する第四条の二第二項に規定する施設又は設備の内容

第六条を次のように改める。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第六条　令第二十二条第二項の規定による届出をしようとする特別事業認定を受けた法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

イ　変更前及び変更後の本店又は主たる事務所の所在地

ロ　本店又は主たる事務所の所在地に変更があった年月日及び理由

二　当該法人の常時使用する従業員の数が二十人に満たなくなったときに該当する場合　当該法人の常時使用する従業員の数が二十人に満たなくなった年月日及び理由

三　令第二十一条第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合　当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府　経済産業省令第五号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第三項及び沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第四条第八号の規定に基づき、産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　枝野　幸男

産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令

（申請書の添付書類）

第一条　沖縄振興特別措置法第三十五条の三第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

（施設又は設備）

第二条　沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に規定する主務省令で定める施設又は設備は、次の各号に掲げるものとする。

一　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）別表第1に定める固定資産のうち、水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備又は配電設備

二　海水温度差発電施設又は設備

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第三号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）及び福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、福島復興再生特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

福島復興再生特別措置法施行規則

（公共施設等の機能を回復するための事業）

第一条　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第十七条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げる施設について、点検、清掃、軽微な修理及び修繕その他当該施設の機能を回復するために必要な行為として内閣総理大臣が定めるものを行う事業とする。

一　道路、河川、水道施設、公共下水道施設その他の公共の用に供する施設

二　教育施設、医療施設、購買施設その他の公益的施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの

三　その他内閣総理大臣が定める公益的施設

（生活環境整備事業の実施の方法等）

第二条　法第十七条第一項の要請をしようとする者は、別記様式第一による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。第四項において同じ。）でない者が前項の要請をしようとするときは、当該要請に係る施設が所在する市町村の長を経由するものとする。

3　内閣総理大臣は、生活環境整備事業（法第十七条に規定する生活環境整備事業をいう。次項において同じ。）の実施について、必要があると認めるときは、関係する地方公共団体に対し協力を求めることができる。

4　前三項に定めるもののほか、生活環境整備事業の実施の手続その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。